

令和7年度介護ロボット・ICT導入支援 事業補助金の概要について

補助金の概要

介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化を目的とした介護ロボット・ICT等の導入経費を補助するもの

補助対象者

県内において介護保険法による指定又は許可を受けた事業所及び老人福祉法に基づく養護老人ホーム、軽費老人ホームを運営する法人

補助対象事業

- (1) 介護テクノロジー（ロボット・ICT機器）等の導入
- (2) 介護テクノロジーのパッケージ型導入
- (3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援

補助率

4分の3（昨年度と同様）

(1-1) 介護ロボット・ICT機器等の導入

補助対象機器

① 重点分野に該当する介護テクノロジー

経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器等

〈重点分野〉

- ・移乗支援 ・移動支援 ・排泄支援 ・見守り・コミュニケーション
- ・入浴支援 ・介護業務支援 ・機能訓練支援
- ・食事・栄養管理支援 ・認知症生活支援・認知症ケア支援

※上記太黒字の3分野が今回追加

☆ 上記機器等の導入に付帯して必要となる通信環境整備（WiFi）、タブレットやPCなどの経費も補助対象。

介護ロボット・ICT機器等の導入【補足】

補助対象機器等の判断について

重点分野に該当する介護テクノロジーについては、公益財団法人テクノエイド協会が提供する「福祉用具情報システム（TAIS）」で「介護テクノロジー」として選定された機器は、**原則として補助対象**とする。

＜福祉用具情報システム（TAIS）＞

<https://www.technoaid.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php>



※TAIS に公表されていない機器等の場合でも、「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義に合致するものであれば補助対象となる可能性あり。

(1-1) 介護ロボット・ICT等の導入

補助上限額

①「重点分野に該当する介護テクノロジー」のうち、

移乗支援（装着型・非装着型）及び**入浴支援**の機器は
100万円/1台

上記以外の「重点分野に該当する介護テクノロジー」の機器は
30万円/1台

★重点分野に該当する介護テクノロジーの考え方は、
別紙の「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義
（国作成資料）を参照。

(1-1) 介護ロボット・ICT等の導入

補助対象機器

②その他の機器等

①の「重点分野に該当する介護テクノロジー」に該当せず、
介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、
介護サービスの質の向上につながると県が判断した機器等（その他機器等）

例：床走行式リフト、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車、生産性向上に資する福祉用具（スライディングボード等の移乗支援）、職員間の情報共有や移動負担の軽減を目的としたインカム、バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理等）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末 等

※該当するかは、申請内容を踏まえて個別に判断します。

(1-1) 介護ロボット・ICT等の導入 補助上限額

②その他機器等
100万円/1台

〈注意〉

「① 重点分野に該当する介護テクノロジー」と異なり、
その他の機器等の導入に付帯して必要となる通信環境整備
(WiFi) やタブレット・PCなどの付帯経費は補助対象外とな
ります。(単体補助)

(1-2) 重点分野のうち「介護業務支援」の中に 含まれる「介護ソフト」の導入

対象

介護ソフト

【要件】

- ①記録業務・情報共有業務・請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること
- ②**居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所の場合**については、国民健康保険中央会が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、
 - ①「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じたCSVファイルの出力・取込機能を有していること、②公益社団法人国民健康保険中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていること、が確認できるものであること

(1 – 2) 補助対象となる「介護ソフト」について【補足】

【要件確認方法】

- ①厚生労働省の「介護記録ソフト機能調査」に掲載されているソフトであれば補助対象。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html> の
「**補助金参考資料**」に掲載。

※ケアプランデータ連携標準仕様への対応状況 で「対応済み（ベンダーテスト完了済み）」に○となっているもの。

- ②国民健康保険中央会の「ケアプランデータ連携標準仕様ベンダー試験結果」にて試験完了となっているソフト

<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html> の
「**ベンダー試験完了企業一覧**」に掲載。

補助上限額

職員数に応じて必要なライセンス数変動する場合は

事業所の職員数が	1～10名	100万円/1事業所
	11～20名	150万円/1事業所
	21～30名	200万円/1事業所
	31名以上	250万円/1事業所
変動しない場合		250万円/1事業所

「介護ソフト」の導入の留意事項

- ・介護ソフトで複数年の使用権契約のものは、当年度の支払金額が補助対象（**補助対象額＝当年度の支払金額**）
例：3年間の支払金額を当年度に支払う場合、3年分が対象
- ・介護ソフト改修の場合は「ケアプランデータ連携標準仕様」等に対応する目的のみ補助対象（要確認）

(2) 介護テクノロジーのパッケージ型導入

対象

(1 - 1) の介護テクノロジーのうち、「**介護業務支援**」に**該当するテクノロジー**と、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを**一体的に導入**する場合

※通信環境整備にかかる費用も補助対象

(例) ・「介護業務支援」に該当する機器 + 「見守り・コミュニケーション」
に該当する機器

・「介護業務支援」に該当する複数の機器 など

補助上限額

750万円／1事業所

(3)導入支援と一体的に行う業務改善支援

対象

介護事業所等が生産性向上に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジーの活用を継続的に行えるようにするため、(1)や(2)導入時に、**下記の業務改善支援（課題抽出や事後評価を含む）を受ける費用**

コンサルティング会社等による業務改善支援

生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者から、本事業による介護テクノロジーの導入に際し、個別の契約に基づき、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援を含む）等の支援を受ける費用

補助上限額

45万円／1事業所

補助要件【申請者共通】

- ・経済産業省が実施している「IT導入補助金」等、他の補助金等によって助成されていないこと。
- ・申請時に「業務改善計画」（指定様式）を作成し、補助を受けた翌年度から3年間、効果を報告すること。
- ・原則として宮城県介護事業所支援相談センターが実施する
9月10日（水）開催の「生産性向上セミナー」を受けること。
※本資料19ページ「告知2」を参照。
※本資料12ページの「(3)導入支援と一体的に行う業務改善支援」を受ける場合には、セミナー受講は不要。
- ・独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。
- ・科学的介護情報システム（LIFE）による情報収集への協力

補助要件【該当の事業所のみ】

- ・以下サービスについては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）を設置すること。

- 短期入所生活介護 ●短期入所療養介護 ●特定施設入居者生活介護
- 小規模多機能型居宅介護 ●認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護 ●介護老人福祉施設
- 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
- 地域密着型介護老人福祉施設 ●介護医療院 ●介護老人保健施設
- 介護予防短期入所生活介護 ●介護予防短期入所療養介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護 ●介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護

補助要件【該当の事業所のみ】

・以下サービスについては、令和7年度内に、「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始すること。

- 訪問介護 ●訪問入浴介護 ●訪問看護 ●訪問リハビリテーション ●通所介護 ●通所リハビリテーション
- 福祉用具貸与 ●居宅療養管理指導 ●短期入所生活介護 ●短期入所療養介護
- 居宅療養管理指導 ●夜間対応型訪問介護 ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 認知症対応型通所介護 ●地域密着型通所介護 ●小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護 ●特定施設入居者生活介護（短期利用）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用） ●認知症対応型共同生活介護（短期利用）
- 居宅介護支援 ●介護予防訪問入浴介護 ●介護予防訪問看護 ●介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防通所リハビリテーション ●介護予防福祉用具貸与 ●介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- 介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等） ●介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
- 介護予防居宅療養管理指導 ●介護予防認知症対応型通所介護 ●介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用） ●介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）
- 介護予防支援 ●訪問型サービス（みなし）
- 訪問型サービス（独自） ●訪問型サービス（独自／定率） ●訪問型サービス（独自／定額）
- 通所型サービス（みなし） ●通所型サービス（独自） ●通所型サービス（独自／定率）
- 通所型サービス（独自／定額）

留意事項【その他】

- ・同一年度に複数の機種を同一の目的のために導入する場合、複数の機器への補助は認めない。**補助は1機種限りとする。**
- ・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態のある機器等が補助対象。開発に要する経費は**補助対象外。**
- ・**交付決定を受ける前に契約または購入**したものは、**補助対象外。**

スケジュール

募集開始 **令和7年7月10日（木） 予定**

申請締切 令和7年8月8日（金） 必着
**今年度から電子メールによる申請書類の
送付を原則とします。**

**（申請のあった書類を審査し、機器導入による生産性向上
の効果が高いと判断できるものを採択します。）**

交付決定 **令和7年9月上旬頃**

事業完了 交付決定日から令和8年1月9日（金）まで
実績報告締切 **令和8年1月9日（金） 必着**

補助金振込 令和8年3月

告知 1

第8回 医療と介護のロボット展

(一社)東北医療・介護ロボット普及協会との
共催で、介護ロボットの展示会を開催します。

日時：令和7年8月29日（金）

16:00～19:00

令和7年8月30日（土）

9:30～17:00

会場：AER 5階多目的ホール

（仙台市青葉区中央1-3-1）

介護系と医療系合わせて約40社が出展予定
県ブースでは介護ロボット・ICT機器導入・活用に関する相談、
お問合せをお受けします。

【参照】<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/shien-center.html>

第8回 医療と介護のロボット展
開催決定

さあ、体験しよう。
ロボットが支える医療と介護。

開催日時
8/29(金) 16:00-19:00
8/30(土) 9:30-17:00

アエル
5F展示会場

医療と介護に関わるすべての人々のあらゆるシチュエーションを
支援するロボット・ツールをご提案することで豊かな社会の実現に貢献いたします。
皆様のお越しをお待ちしております。

※講演・企業展示の詳細につきましては、7月初旬にご案内させていただく予定です。

会場：AER(仙台市中小企業活性化センター) 5F
〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央1-3-1

主催：宮城県 / 一般社団法人 東北医療・介護ロボット普及協会
共催：株式会社ニパタインテック / 共立医科器械株式会社

会場マップはこちら

告知 2

宮城県主催 介護生産性向上セミナー

オンライン（Webex）と現地会場によるハイブリッドの
セミナーを開催します。

日時：令和7年9月10日（水）14:30～16:00

現地会場：宮城県庁行政庁舎7階南側 保健福祉部会議室

当セミナーの受講は、13ページのとおり**補助要件**となっております。

※セミナーの詳細は別途お知らせします。

【参照】<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/shien-center.html>